

特定（産業別）最低賃金の日本標準産業分類表

件名	熊本県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、 情報通信機械器具製造業
適用する 使用者	熊本県の区域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者 （１）電子部品・デバイス・電子回路製造業 （２）電気機械器具製造業 （３）情報通信機械器具製造業 （４）純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が（１）～（３）までに掲げる産業に分類されるものに限る。）
日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）	
E 28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	
E 280 管理，補助的経済活動を行う事業所（28 電子部品・デバイス・電子回路製造業）	
E 2800 主として管理事務を行う本社等	
E 2809 その他の管理，補助的経済活動を行う事業所	
E 281 電子デバイス製造業	
E 2811 電子管製造業	
E 2812 光電変換素子製造業	
E 2813 半導体素子製造業（光電変換素子を除く）	
E 2814 集積回路製造業	
E 2815 液晶パネル・フラットパネル製造業	
E 282 電子部品製造業	
E 2821 抵抗器・コンデンサ・変成器・複合部品製造業	
E 2822 音響部品・磁気ヘッド・小形モータ製造業	
E 2823 コネクタ・スイッチ・リレー製造業	
E 283 記録メディア製造業	
E 2831 半導体メモリメディア製造業	
E 2832 光ディスク・磁気ディスク・磁気テープ製造業	
E 284 電子回路製造業	
E 2841 電子回路基板製造業	
E 2842 電子回路実装基板製造業	
E 285 ユニット部品製造業	
E 2851 電源ユニット・高周波ユニット・コントロールユニット製造業	
E 2859 その他のユニット部品製造業	
E 289 その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業	

E 2899 その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業

E 29 電気機械器具製造業

E 290 管理，補助的経済活動を行う事業所（29 電気機械器具製造業）

E 2900 主として管理事務を行う本社等

E 2909 その他の管理，補助的経済活動を行う事業所

E 291 発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業

E 2911 発電機・電動機・その他の回転電気機械製造業

E 2912 変圧器類製造業（電子機器用を除く）

E 2913 電力開閉装置製造業

E 2914 配電盤・電力制御装置製造業

E 2915 配線器具・配線附属品製造業

E 292 産業用電気機械器具製造業

E 2921 電気溶接機製造業

E 2922 内燃機関電装品製造業

E 2929 その他の産業用電気機械器具製造業（車両用，船舶用を含む）

E 293 民生用電気機械器具製造業

E 2931 ちゅう房機器製造業

E 2932 空調・住宅関連機器製造業

E 2933 衣料衛生関連機器製造業

E 2939 その他の民生用電気機械器具製造業

E 294 電球・電気照明器具製造業

E 2941 電球製造業

E 2942 電気照明器具製造業

E 295 電池製造業

E 2951 蓄電池製造業

E 2952 一次電池（乾電池，湿電池）製造業

E 296 電子応用装置製造業

E 2961 X線装置製造業

E 2962 医療用電子応用装置製造業

E 2969 その他の電子応用装置製造業

E 297 電気計測器製造業

E 2971 電気計測器製造業（別掲を除く）

E 2972 工業計器製造業

E 2973 医療用計測器製造業

E 299 その他の電気機械器具製造業

E 2999 その他の電気機械器具製造業

E 30 情報通信機械器具製造業

E 300 管理，補助的経済活動を行う事業所（30 情報通信機械器具製造業）

E 3000 主として管理事務を行う本社等

E 3009 その他の管理，補助的経済活動を行う事業所

E 301 通信機械器具・同関連機械器具製造業

E 3011 有線通信機械器具製造業

E 3012 携帯電話機・PHS 電話機製造業

E 3013 無線通信機械器具製造業

E 3014 ラジオ受信機・テレビジョン受信機製造業

E 3015 交通信号保安装置製造業

E 3019 その他の通信機械器具・同関連機械器具製造業

E 302 映像・音響機械器具製造業

E 3021 ビデオ機器製造業

E 3022 デジタルカメラ製造業

E 3023 電気音響機械器具製造業

E 303 電子計算機・同附属装置製造業

E 3031 電子計算機械製造業（パーソナルコンピュータを除く）

E 3032 パーソナルコンピュータ製造業

E 3033 外部記憶装置製造業

E 3034 印刷装置製造業

E 3035 表示装置製造業

E 3039 その他の附属装置製造業

L7282 純粋持株会社

適用除外労働者

- 1 18歳未満又は65歳以上の者
- 2 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- 3 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
- 4 「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」については、上記の他に、手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う巻線、組線、かしめ、洗浄、取付け、はんだ付け、バリ取り、選別、検査、包装、袋詰め、箱詰め又はこん包の業務（これらの業務のうち流れ作業で行う業務を除く。）に主として従事する者

特定（産業別）最低賃金の日本標準産業分類表

件名	自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、 舶用機関製造業
適用する 使用者	熊本県の区域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者 (1) 自動車・同附属品製造業 (2) 船舶製造・修理業、舶用機関製造業 (3) 上記産業において管理、補助的経済活動を行う事業所 (4) 純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が上記産業に分類されるものに限る。）
日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）	
<p>E 31 輸送用機械器具製造業</p> <p>E 310 管理，補助的経済活動を行う事業所（31 輸送用機械器具製造業）</p> <p>E 3100 主として管理事務を行う本社等</p> <p>E 3109 その他の管理，補助的経済活動を行う事業所</p> <p>E 311 自動車・同附属品製造業</p> <p>E 3111 自動車製造業（二輪自動車を含む）</p> <p>E 3112 自動車車体・付随車製造業</p> <p>E 3113 自動車部分品・附属品製造業</p> <p>E 313 船舶製造・修理業，舶用機関製造業</p> <p>E 3131 船舶製造・修理業</p> <p>E 3132 船体ブロック製造業</p> <p>E 3133 舟艇製造・修理業</p> <p>E 3134 舶用機関製造業</p> <p>L7282 純粋持株会社</p>	

適用除外労働者

- 1 18歳未満又は65歳以上の者
- 2 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- 3 清掃又は片付けの業務に主として従事する者

特定（産業別）最低賃金の日本標準産業分類表

件名	百貨店，総合スーパー
適用する 使用者	熊本県の区域内で百貨店，総合スーパー、当該産業において管理，補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が百貨店，総合スーパーに分類されるものに限る。）を営む使用者
日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）	
I 56 各種商品小売業 I 560 管理，補助的経済活動を行う事業所（56 各種商品小売業） I 5600 主として管理事務を行う本社等 I 5608 自家用倉庫 I 5609 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所 I 561 百貨店，総合スーパー I 5611 百貨店，総合スーパー L7282 純粋持株会社	

適用除外労働者

- 1 18歳未満又は65歳以上の者
- 2 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- 3 清掃又は片付けの業務に主として従事する者

(注) 「I 5611 百貨店，総合スーパー」についての説明

衣、食、住にわたる各種の商品を小売する事業所で、その事業所の性格上いずれが主たる販売商品であるかが判別できない事業所であって、従業者が常時50人以上のものをいう。